



Contents

- *後悔しない矯正歯科へのかかり方
- *東日本大震災から10年。当時、本会が行ったこと
- *本会の取り組み⑥「大規模災害孤児・遺児矯正歯科治療費支援事業」

歯と歯並びの ニュースレター Vol. 7

発行元

公益社団法人 日本臨床矯正歯科医会

〒107-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9

(一財) 口腔保健協会内

TEL.03-3947-8891 FAX.03-3947-8341

<https://www.jpao.jp/>

2020.12.30 発行



2020年11月12日(木)開催のオンラインプレスセミナーより 後悔しない 矯正歯科へのかかり方

11月21日(木)、13時半よりZoomウェビナーにて開催された秋のプレスセミナーより、公益社団法人日本臨床矯正歯科医会(以下、本会)会長 稲毛が行った講演のダイジェストをご紹介します。



本会会長 稲毛滋自

「簡単・便利・安価」な治療がトラブルのもと

矯正歯科治療とは単に歯をきれいに並べるものではなく、よくない咬み合わせを改善し、よい咬み合わせ、もしくはそれに近い状態にすることです。しかし昨今、本来の目的から離れた治療によるトラブルが増加しています。その一つが、カスタムメイドのマウスピース型矯正装置(以下、アライナー)による安易な治療です。アライナーとは、患者さんの石膏模型やデジタルデータを技工所に送り、そこで作製された厚さ0.5mm程度の透明なマウスピースを1日約20時間以上口腔内に装着し、歯の移動に伴い数種類のマウスピースを順次使用して歯並びを整えるという治療法に用いられる装置ですが、国内外で製作されたものを問わず、本装置は日本の薬機法(旧薬事法)上の医療機器に該当しません。そのため、本来は効能・効果に関する広告が禁止されているのですが、歯科医院のホームページなどで簡単・便利・安価との宣伝が散見され、アライナーを安易に治療に用いるケースが増加しています。そしてそれに伴い、治療後のトラブルが増えているのです。



カスタムメイドの
マウスピース型矯正装置

再治療でも困難な咬み合わせの改善

本会が公式ホームページで運営する「矯正歯科何でも相談」にも、「廉価なアライナーを用いた治療によって、もともと正常だった咬み合わせがおかしくなった」との相談が多数寄せられています。本会会員の診療所では、必要に応じてそうした患者さんの再治療を行っています。残念ながら一度おかしくなった咬み合わせを元の正常な状態に戻すことは非常に困難です。それゆえに、患者さんの独自判断で廉価な治療法を選択することは、ぜひとも避けていただきたいと思います。

カスタムメイドのマウスピース型矯正装置を用いた不適切な矯正歯科治療について、
くわしくはこちら



カスタムメイドのマウスピース型矯正装置を用いた
不適切な矯正歯科治療により、
咬み合わせが崩れた症例



本会会員診療所にて上下の小臼歯を抜歯後、
マルチブラケット法にて矯正歯科治療を開始。

約4年の治療の末、咬み合わせが改善された。



矯正歯科は専門性の高い医療分野

では、どのような医療機関で矯正歯科治療を受けるべきでしょうか。その指標をご紹介する前に、知っていただきたいのが、日本の医療制度では自由標榜制が採用されており、「矯正歯科」という診療科目は歯科医師であれば誰でも出せるということです。しかし、実際には矯正歯科は専門性の高い医療分野であり、矯正歯科医になるためには歯学部卒業後、臨床研修1年を経て、専門の研修が5年以上必要です。また、矯正歯科専門医院では症例ごとに様々な装置を使い分け、かかりつけ歯科医や口腔外科など他科とも連携しながら、よりよい咬み合わせを実現します。これらは臨床経験豊富な矯正歯科医だからその取り組みです。本会では、安心できる矯正歯科として次の6つの指針を提唱しています。診療所選びの参考に、ぜひお役立てください。

安心して治療を受けていただくための6つの指針

- 1 頭部X線規格写真(セファログラム)検査をしている
- 2 精密検査を実施し、それを分析・診断した上で治療をしている
- 3 治療計画、治療費用について詳細に説明している
- 4 長い期間を要する治療中の転医、その際の治療費精算まで説明をしている
- 5 常勤の矯正歯科医がいる
- 6 専門知識がある歯科衛生士、スタッフがいる



東日本大震災から10年。

当時の日本臨床矯正歯科医会が行ったこと

巨大台風や地震といった自然災害が毎年のように発生しています。

こうした災害下で、本会が社会に向けて果たすべき役割とは何でしょうか。

2011年3月11日に発生した東日本大震災での本会の取り組みを例に改めて考察いたします。

5つの事業の骨格

東日本大震災発生後、本会は被災地の状況を見つめながら、いかに社会と乖離せず、矯正歯科治療を担う団体ができることに焦点を置き、次の5つの事業を実施しました。

- ① 義損金
- ② 桜の花プロジェクト
- ③ 被災患者さんへの治療指針
- ④ 矯正歯科被災者支援フリーダイヤル
- ⑤ 治療費補助事業

これらは大きく、A.被災会員向け対応 B.被災者全般に対する事業 C.矯正歯科治療中の被災患者さんに特化した事業に分けられます。

現地の声から生まれた口腔衛生セット

A.に入るのが「義損金」です。本会会員・各支部および中国、台湾、韓国、シンガポールの各矯正歯科学会・医師会から送られた義損金約662万円を被災地のある支部に分配しました。

B.については、本会予算より日本赤十字に100万円を寄附しました。同時に、被災した本会東北支部会員からの「避難所での被災者の口腔衛生状態が悪い、衛生用品セットの配布を希望する」との申し出を受け、本会執行部有志が日本歯科矯正器材協議会の協力のもと、口腔衛生用品を3月下旬に1500セット、4月中旬に大人用・子ども用の1500セットを、被災地の会員を通じて配布しました。それが「桜の花プロジェクト」です。個人あてに配布されたこのキットは、今後の被災地支援の基礎になると評価されました。

心理面、資金面から治療をサポート

C.にあたるのが、③「被災患者さんへの治療指針」と④「矯正歯科被災者支援フリーダイヤル」です。

矯正歯科治療中の被災患者さんに対する応急処置は、本会



左は子ども用に衛生用品がセットされた「桜の花プロジェクト」。右は大人用。



会員に対し、3月22日の時点で一斉メールにて依頼。継続治療あるいは転医の手続きに関して、本会の医療管理担当理事や本会弁護士と相談のうえ、災害時の法的な解釈を含めて会員に指針を提示しました。また、フリーダイヤルは震災により矯正歯科治療の継続が困難な被災者とその保護者を対象に、矯正歯科の治療に関する相談を無料で受け付けるというもので、5月22日から9月30日までの開設期間に合計144件の相談を受けました。そして、前出の「矯正歯科被災者支援フリーダイヤル」で多かった治療費の相談を機に誕生したのが⑤「治療費補助事業」です。本事業は一人の患者さんにつき、一期治療5万円、二期治療10万円を上限に補助するというもので、予算総額1,000万円で行われ、12月末までに118件、総額978万4,000円の事業となりました。

本会は東日本大震災によるこれらの事業経験を生かし、これからも不測の事態に際して必要な支援を必要時期に行っていく所存です。

わたしたち矯正歯科医会の取り組み ⑥ 大規模災害孤児・遺児矯正歯科治療費支援事業

本会は、東日本大震災発生をきっかけに大規模災害孤児・遺児矯正歯科治療費支援事業に取り組んでおります。この事業は、大規模災害で親を亡くし矯正歯科治療を受けたくても受けられない状況にある孤児・遺児に、無償で矯正歯科治療を行うものです。協力する意思のある本会会員は、自身のプロボノ活動として無償で対象者の矯正歯科治療を行い、本会は公益法人におけるプロボノ活動として、治療を担当する会員診療所に補助金を支給する形で実施しています。

口腔の健康に影響する重度の不正咬合があり、この事業に協力する会員診療所に通院でき、本会の活動に協力頂ける場合、主治医は定められた資料とともに本会に申請を行い、理事会で事業対象の是非を決定しております。事業対象者として承認されれば本会から一定の補助金が支給され、対象の患者には一切治療費は発生しません。

2011年の東日本大震災発生直後、矯正歯科治療中の震災被災者を対象とした「被災矯正治療患者治療費補助事業」を開

始し、2013年度からは、震災孤児を対象として、これから矯正歯科治療を始めようとする人への「東日本大震災孤児矯正治療費支援事業」に発展しました。そして2014年には、被災により親を突然亡くした子どもたちの哀しみと喪失感、孤児・遺児にも変わりはないとし、その対象が孤児だけでなく遺児にも拡大されました。その後、我が国では地震以外の大規模災害も頻発し、2016年に「震災・災害等遺児・孤児矯正治療費補助事業」に発展してまいりました。

この事業に関する詳細は、本会ホームページ(右記のQRコードより)をご覧ください。



大規模震災・災害で孤児または遺児となった方に対し、矯正歯科治療費の補助を行う旨を伝えるポスター

